一般財団法人愛知県バスケットボール協会
裁定規程

第１章　総　　則

〔目　的〕

第１条　この規程は、一般財団法人愛知県バスケットボール協会（以下「当協会」という。）の組織運営および諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、当協会の社会的使命および役割を自覚し、当協会の目的および事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、当協会、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「ＪＢＡ」という。）およびバスケットボール競技に対する社会的な信頼を確保することを目的として、ＪＢＡおよび当協会の懲罰の対象者、対象となる行為（競技および競技会に関するものを除く）に対する裁定委員会の組織および運営に関する事項、裁定手続きに関する事項ならびに関連する必要な事項等を定める。

第２章　懲罰　　削除

第２条　削除

第３条　削除

第４条　削除

第５条　削除

第６条　削除

第７条　削除

第８条　削除

第９条　削除

第 10 条　削除

第 11 条　削除

第 12 条　削除

第３章　裁定委員会

〔裁定委員会の設置〕

第 13 条　当協会は、以下に定める裁定を行うため、裁定委員会を設置する。

〔組織および委員〕

第 14 条　裁定委員会は、委員長および２名以上４名以内の裁定委員をもって構成する。

２　委員長および裁定委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、理事会の議決を得て会長が任命する。

3　裁定委員会の手続きの対象事案に何らかの形で関与したことがある裁定委員および当該事案に利害関係を有する裁定委員は、当該事案に関して裁定委員として手続きに加わることができない。

4　前項等により、裁定委員が２名以下になったときには、第２項の手続きに則り、臨時に裁定委員を任命する。

〔裁定委員の任期〕

第 15 条　委員長および裁定委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

2　補欠または増員により選定された裁定委員の任期は、前任者または現任者の残　任期間とする。

3　裁定委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

〔委員長・招集・議長〕

第 16 条　裁定委員会は、理事会または会長からの付託があったときまたは委員長が必要と認める場合に招集する。

2　裁定委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

3　裁定委員会は、裁定委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、また議決することができない。

4　裁定委員会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は委員長の決するところによる。

5　委員長に事故ある場合は、裁定委員のうちから互選された者が、その職務を代行する。

〔所管事項〕

第 17 条　裁定委員会は、第２条に定める個人および団体による懲罰対象事実について調査、事実認定を行い、懲罰意見を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に答申する。

2　次の各号のいずれかに該当する場合には、裁定手続きを停止し、当該裁定案件の全部をＪＢＡに移管する。

(1)　公益財団法人日本スポーツ協会の資格に関わるとき

(2)　罰金、没収、１年以上の資格停止または再登録の禁止（無期限停止および永久的停止を含む）、除名、永久追放等の重大な懲罰が見込まれるとき

(3)　当協会の役員が裁定対象者であるとき

第４章　裁定手続

〔手続きの非公開、守秘義務〕

第 18 条　裁定の手続きおよび記録は非公開とする。

2　裁定委員、裁定対象者、その代理人、オブザーバーおよび当協会の関係者は、裁定委員会の手続きを通じて入手した情報を他に漏らしてはならない。

〔言語〕

第 19 条　裁定の手続きおよび書面における言語は日本語を使用する。

2　裁定の手続きにおいて、裁定対象者または関係者が外国語を使用する場合には、当該裁定対象者または関係者は、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。

〔代理人〕

第 20 条　裁定の手続きにおいて、弁護士または裁定委員会が承認した者を除き、裁定対象者の代理人となることができない。

〔免責〕

第 21 条　裁定委員および裁定委員会の運営にかかわる当協会の職員は、故意または重過失による場合を除き、裁定委員会に関する作為および不作為について、何人に対しても責任を負わない。

〔手続きの開始〕

第 22 条　裁定委員会は、第 16 条第 1 項の招集のときから手続きを開始する。

〔調査への協力〕

第 23 条　裁定委員会は、事案の解明のために、裁定対象者およびその関係者に対し、事実関係についての説明または証拠資料の提出を求め、もしくは現地調査をすることができる。

2　裁定委員会または裁定委員会の委託に基づき調査を行う者による調査の対象となった個人または団体は、当該調査に協力しなければならない。

〔聴聞等〕

第 24 条　裁定委員会は、原則として、裁定対象者に対し事情聴取を行い、その意見および弁明を聴取するものとする。ただし、事情聴取については、裁定対象者の同意がある場合もしくは裁定対象者が事情聴取を拒否または無断欠席した場合は、この限りではない。

〔証拠の評価〕

第 25 条　裁定委員会は、裁定対象者または目撃者の供述または文書、音声、画像の記録もしくは専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

〔懲罰案作成・答申〕

第 26 条　裁定委員会は、第 17 条第 2 項各号に該当する場合を除き、調査および審議の上、次の各号の事項を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に答申しなければならない。

(1)　裁定対象者の氏名（団体の場合は団体名および代表者名または代理人がある場合はその氏名）

(2)　主文（判断の結論）

(3) 懲罰対象事実（可能な限り日時、場所、登場人物および行為を特定するものとする）
(4) 適用した規程・条項等
(5) 判断の理由（証拠の摘示）
(6) 懲罰案の作成年月日
(7) 裁定委員名

〔ＪＢＡへの通知・移管〕
第 27 条　当協会は、第 22 条の手続きを開始するときおよび理事会が第 28 条の決定を行ったときには、ＪＢＡに報告する。
2　裁定委員会は、第 17 条第 2 項各号に該当する場合には、直ちに裁定手続きを停止し、これを理事会に報告しなければならない。
3　前項の報告を受けた場合、当協会は直ちにこれをＪＢＡに通知し、当該裁定案件の全部をＪＢＡ裁定委員会に移管する。

〔答申の尊重、理事会の懲罰決定〕
第 28 条　理事会は、裁定委員会の答申を十分に尊重し、かつ、当協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

〔裁定対象者の登録に関する取扱い〕
第 29 条
裁定対象者が市町村協会バスケットボール協会（以下「市町村協会」という。）または各種の連盟の役員である場合は、審議中に（懲罰が確定するまで）辞任または解任の手続きを行ってはならない。

2 裁定対象者が日本バスケットボール協会（以下「ＪＢＡ」という。）に登録する指導者、審判およびその他の登録関係者である場合は、審議 中に（懲罰が確定するまで）登録および資格の返上または失効手続きを行ってはならない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、裁定対象者となった役員が、懲罰が確定するまでに任期満了となり、かつ次期役員に任命されなかった場合は、当該役員を退任するものとする。

4 第 2 項の規定にかかわらず、裁定対象者となった登録者が、懲罰が確定するまでに登録期限満了となり、かつ次期登録手続きを行わなかった場合は、登録を失効するものとする。

〔懲罰の通知〕
第 30 条
本協会および第 22 条第 1 項に定める市町村協会および権限を委任された団体（以下、「市町村協会等」という。）の裁定委員会は、決定した懲罰を当事者に通知するものとする。

2 前項の通知には、次の項目を含めるものとする。

(1) 当事者の氏名（団体の場合は団体名および代表者名）

(2) 代理人があるときは、その氏名および所属

(3) 懲罰の内容（判断の結論。効力発生日を含む）

(4) 判断の理由（必ず、根拠となる条文を記載すること）

(5) 作成年月日

(6) 不服申立手続の可否およびその手続きの期限

3 前項に定める通知は、郵送、ＦＡＸまたは電子メール等の手段によって行われるものとする。複数の通知が行われた場合には、当事者に最も早く到達したものをもって、到達日とする。 なお、電子メールによる通知の場合は、本協会、都道府県協会等または競技会の主催者に対して登録されている当事者の電子メールアドレスに宛てて発信された日をもって、有効に到達したものとみなされる。

〔懲罰の公表および報告〕

第 31 条

本協会は、決定した懲罰を公表するものとする。ただし、公表にあたっては、被処分者、被害者またはその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮し、当該権利を侵害するおそれがある等、特段の事情がある場合においては、公表を差し控えることができるものとする。

2 本協会は、懲罰を受けた当事者が所属する団体（当事者が選手である場合は、同人が登録された加盟チーム）に、懲罰の内容を書面にて報告するものとする。

〔決定の効力〕

第 32 条　裁定対象者は、当協会の決定（以下、「当協会決定」という。）または第 27 条により移管された裁定案件についてのＪＢＡの懲罰に関する決定（以下、「ＪＢＡ決定」という。）に拘束される。

2　当協会決定を受けた裁定対象者は、懲罰の通知到達後 10 日以内に、ＪＢＡ裁定委員会に対し、再審を求める旨を記載した再審査申立書及び手数料 20 万円（消費税別）を納付して再審査を申し立てることができる。

3　ＪＢＡ決定を受けた裁定対象者は、懲罰の通知到達後 10 日以内に、ＪＢＡ会長に対し、手数料 20 万円（消費税別）を納付して再審査を申し立てることができる。

4　前２項の再審査によって出された決定については、更に審査を求めることはできない。

5　再審査申立書以外に主張・立証を行う場合には、原則として、再審査申立書を提出した日の翌日から 30 日以内に行うものとする。

6　第２および第３項の場合における再審査の手続きについては、JBA において別途定める。

第５章 雑　　則

〔改　廃〕

第 30 条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附　　則

この規程は、2019 年（平成 31 年）2 月 19 日から施行する。

2019 年（令和元年）6 月 18 日　一部改定。

2023 年（令和 5 年）3 月 14 日　一部改定

2025 年（令和 7 年）3 月 18 日　一部改定

2025 年（令和 7 年）7月 23 日　一部改定　第 2 章削除

2026 年（令和 8 年）10 月 14 日　一部改定